

# 軽自動車等の

## 変更手続きを忘れずに

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等の所有者で、次のような場合は手続きが必要になりますので、お早めにお願います。

①車両の置場が茂原市でなくなったとき

②他人へ車両を譲渡したとき

③車両を廃棄または解体したとき

※原動機付自転車等をリサイクル業者等に依頼して処分する際は、ナンバープレート（茂原市で交付されたもの）を取り外し、廃車等の手続きを行ってから引き渡してください。手続きを行わないと、納税義務はなくなりません。

④車両が盗難にあったとき  
（警察署への盗難届が必要です）

⑤所有者が亡くなったとき

また、小型特殊自動車（コンバイン、トラクター、フォークリフトなど）は、公道上の走行の有無にかかわらず、所有していれば課税対象となりますので、登録の手続きをお願いします。

種別等	手続きをすところ
茂原市 ナンバー 原動機付自転車 小型特殊自動車	茂原市役所 市民税課 ☎(20)1577 または在住市町村役場の担当課
上記以外の ナンバー (袖ヶ浦) (千葉)	軽自動車 (3輪、4輪乗用・貨物) 袖ヶ浦支所 ☎050(3816)3116 (音声案内) または管轄事務所
	軽自動車 (2輪のもの) 2輪の小型自動車 千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2025 (音声案内) または管轄事務所

お問い合わせは、  
市民税課（2階）  
☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

## 使ってみよう！ モバリんレポート

市民レポートシステム（通称モバリんレポート）は、スマートフォンなどから、インターネットを通じて、市内の道路の穴ぼこや、カーブミラーの補修・調整等をレポート（投稿）できるシステムです。このシステムを利用すれば、曜日や時間にかかわらず、いつでもレポートすることができます。

### レポートできる内容

・道路の穴ぼこ、カーブミラーの補修・調整、街灯球切れ、ガードレールの損傷、側溝の損傷など

### 利用方法

- ①トップ画面の取得** <https://www.voice-repo.jp/Mobara/>からトップ画面を表示します。
- ②ログイン** トップ画面の最下部に、レポートする端末のメールアドレスを入力してください。専用画面のログインURLをメールでお知らせします。  
※迷惑メール設定をしている場合は、[soumu@city.mobara.chiba.jp]からのメールを受け取る設定にしてください。
- ③レポート投稿** ログイン後、位置情報のついた写真で、上記種類のレポートをすることができます。  
※写真撮影の際は、位置情報を有効にしてください。レポートには、写真・コメント・位置情報を利用します。
- ④位置情報の確認** レポート完了後に位置情報の確認メールが送信されます。必要に応じて位置を修正してください。
- ⑤レポートに対する対応** 市の各担当課が確認し、受付メールを送信します。その後、対応状況についてメールでお知らせします。



お問い合わせは、総務課（4階） ☎(20)1519、FAX(20)1602へ。